

平成30年度固定資産評価審査申出書(土地)

平成30年 5月 16日

五島市固定資産評価審査委員会 殿

審査申立人

住所:五島市大荒町883番地7

氏名(名称):丸田 敬章

地方税法第432条の規定により審査の申出をします。

所有者	住所又は所在地	五島市大荒町883番地7		
	氏名又は名称	丸田 敬章		
土地の所在地番	地目	地積	評価額	
五島市野々切町1260番1	畑(登記簿) 雑種地(農業施設)	2 4 3 4 . 0 0 m ²	4,441,772 円	
処分の 申出に係る 内容	<p>税務課の話によれば競売での所有権移転を機に現地調査され農業用施設が建っていることを理由に現況地目を雑種地に変更。これに伴って評価額が上がる。その上昇率は60,572円から4,441,772円へ73倍という額に上昇したことに対する審査申出。他にも同様な課税されていない土地があるの早急に調査し適正な評価額を示し、徴収できていない今日までの納税を徴収すべきである。</p>			
申出の趣旨	<p>平成30年2月19日に5課長(税務課・商工雇用政策課・農業委員会・農業振興課・総務課)との話し合いの中で、平成16年国・県・市よりごとう農協へ補助事業で建設された牛舎等の施設が建設されたことに携わった行政窓口が五島市である。補助事業完成時の平成16年度から所有権移転される平成29年度までは現況確認は行われておらず評価額は畑に対して設定されていた。そもそも本件土地は競売物件と牛舎等施設は別のものであり、買受人は競売物件説明文書を参考に入札し落札した。先にも述べてるように本件土地上に牛舎等の施設が存在するからして現況を雑種地と変更されたという。しかしこの施設は市が補助金申請の窓口となって進められた事業であり、五島市行政の業務懈怠によって発生した評価額の査定ミスと言える。買受人は所有権移転しただけであり施設建設などは一切行っていない。従って、競売での所有権移転を機に現地調査され農業用施設が建っていることを理由に現況地目を雑種地に変更し、これに伴って評価額が60,572円から4,441,772円へ73倍という額に上昇した。同様な土地に課税処理が行われなかったら公正公平でないと指摘する。</p>			
申出の理由	<p>補助事業完成時の平成16年度から所有権移転される平成29年度までは現況確認は行われておらず評価額は畑に対して設定されていた。このような結果に至った理由に税務課長は五島市全土の農地の現況確認を行うことは困難であると市役所の職員体制を理由にあげているが、本件土地の上には五島市が補助金申請の窓口となって進められた補助事業であり、市役所組織の業務体質の問題がこのような結果を招いた、つまり身内内部の業務の失態なのである。税金とは納税も利用も公正公平でなければならない。しかし行政の業務理由で同じ土地で所有権移転された土地が現調をしたかいないかの理由で不公平な納税を法律に従って納税を強要することそのものが不公平な税社会を作り上げているのである。異議申し立ての理由として、行政の愚かな業務体質を顧みることなく、本来ならば前所有者に対し、現況地目を雑種地として課税し納税させることが行政の業務であったのである。当然に市としては納められるべき納税を徴収していなかったこととなる。これこそ納税に対して不公平が発生しているのである。この評価額の上昇は固定資産税評価の見直しによって生じた問題ではなく、市業務の懈怠・管理業務の手抜きにより発生した問題である。買受人である私に対して算出額により納税を強要するのであれば、平成16年度から平成29年度に至るまでの徴収すべきであった14年間に差額分を乗じた額を市長に収めさせるべきである。市民が泣き寝入りすることは言語道断であり決して見逃すことはできない。</p>			

口頭による意見陳述の 希望の有無	有・無
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産評価証明書（五税第 44390 号） ② 固定資産評価証明書（仮）（五税第 48965 号） ③ 29 五税第 3193 号 平成 30 年 1 月 26 日 ④ 29 五農委第 1423 号 平成 30 年 2 月 15 日 ⑤ 平成 28 年（ケ）第 4 号 物件目録 ⑥ 29 五農委第 268 号 平成 29 年 5 月 25 日 ⑦ 土地全部事項証明書 ⑧ 補助事業実施計画書 ⑨ 丸田たかあき WEB サイト記事 平成 30 年 2 月 27 日 ⑩ 市役所税務課からの回答公文書 ⑪ 納付通知書及び完了領収書